（電子情報処理組織による送付）

第十条の二　前条第一項の規定による調査票の送付（関係団体を代表する者が送付する場合に限る。）は、農林水産省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と送付しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2　前項の規定により送付をする場合は、次に掲げる技術的基準に適合する電子計算機を使用しなければならない。

一　農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手した様式に入力できる機能

二　農林水産省の使用に係る電子計算機と通信できる機能

3　第一項の規定により行われた送付は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に実査機関の長に到達したものとみなす。

第十二条第一項中「統計職員」を「統計職員等」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。